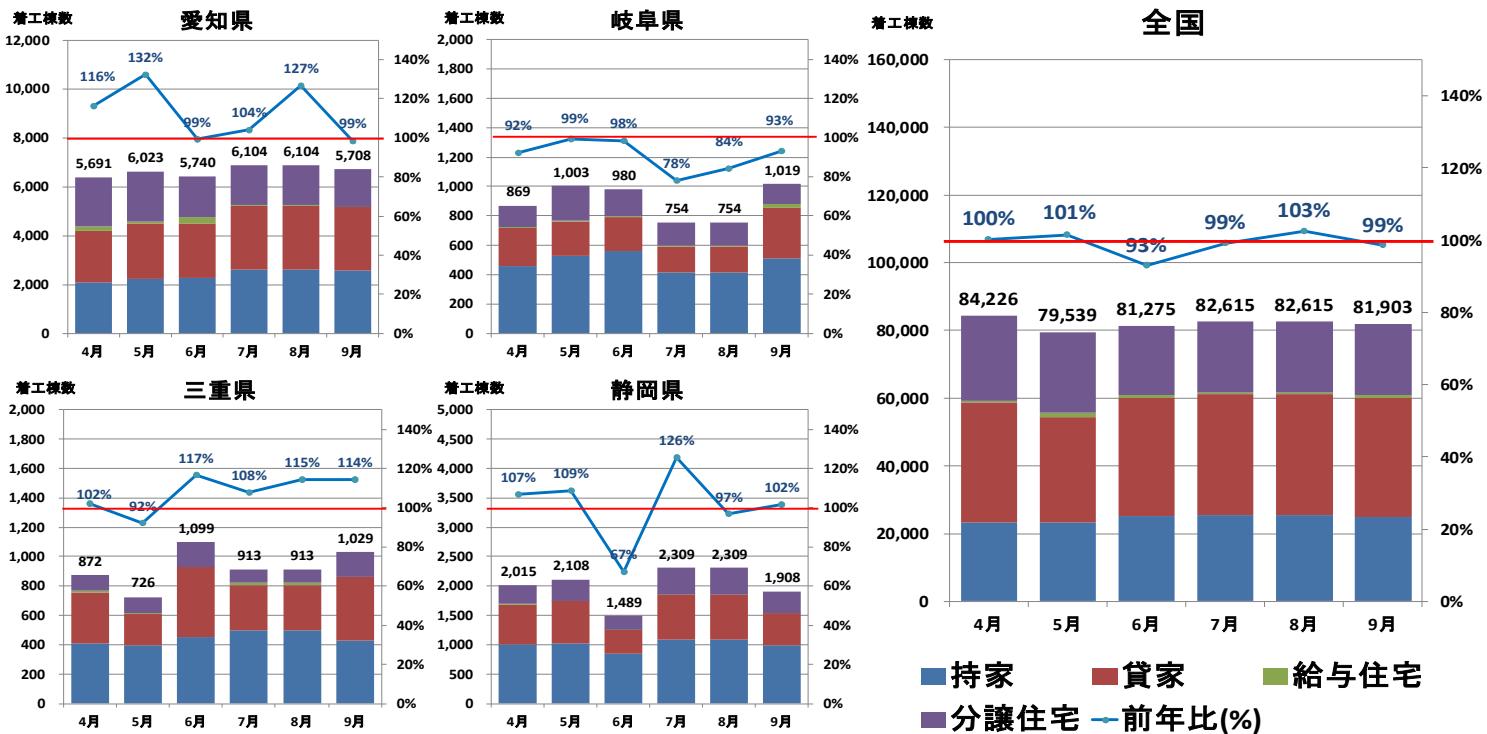


## 東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

## 消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策を周知広報

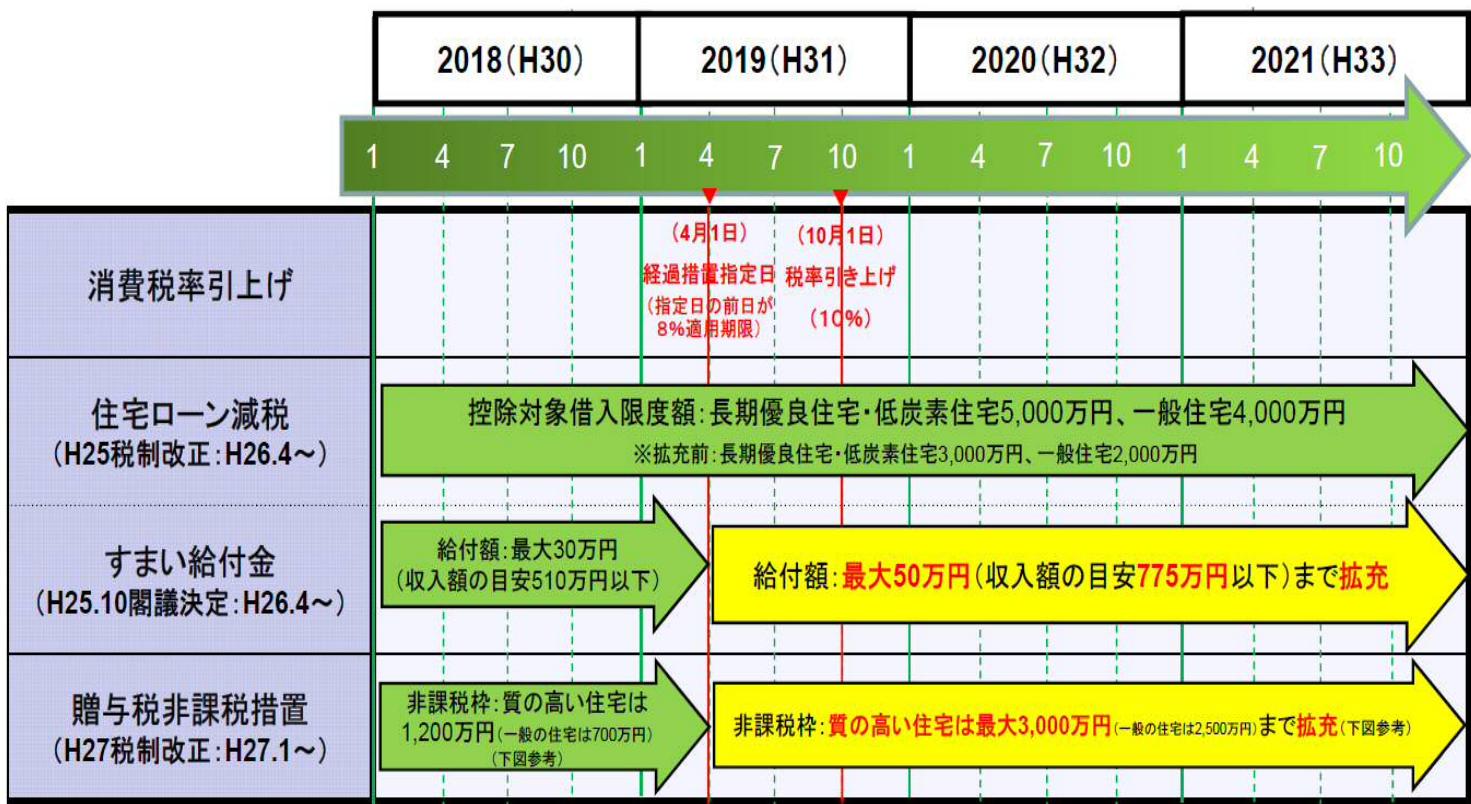
～消費税10%引き上げ後も住宅取得を支援～

国土交通省は、来年10月の消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策について、**すまい給付金の拡充や贈与税非課税枠の拡充等**、既に措置されることが決定している支援策について改めて周知広報を行う。

注文住宅の請負契約等に関して経過措置が設けられる一方で、**駆け込み需要と反動減の発生に関する動きが想定**されることから、早い段階から支援策の内容等について正確な情報を提供し、正しい理解を促進するために実施するもの。11月3日から新聞広告をはじめ、ラジオ・インターネット等での広告展開や、住宅展示場でのチラシ配布等、様々な媒体を通じて対策の周知広報を行う。

詳細は国土交通省ホームページで確認ください(<http://www.mlit.go.jp/>)

# 消費税率引上げに係る住宅政策について



## 正しく知って賢くもらおう！「すまい給付金」

### ■どんなケースが対象になるの？



共有者

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。



現金購入もOK

住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金購入された方も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加の住宅要件があります)



中古も対象

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。



ローン減税

住宅ローン減税と併用できます。  
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

### ■どのくらいの金額が受け取れるの？



給付額

収入に応じて最大50万円受け取れます。  
(消費税率10%時)



持分割合

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

消費税率 8%時	*収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下
	給付基礎額	30万円	20万円	10万円

\*収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率 10%時	*収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

詳細は国土交通省ホームページで確認ください(<http://www.mlit.go.jp/>)